

2018年度 子ども情報研究センター 子ども人権・子育て連携合同部会公開講座

子どもの人権の視点からみた「10の姿」と「道徳科」

—「10の姿」と「道徳科」はどのようにつながっているのか—

2018年4月から、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が全面実施されました。このたびの改訂では、幼稚園、保育所、認定こども園を問わず、3歳以上の幼児期のあらゆる施設で行われる教育が「幼児教育」と定められ、5歳児修了時点の子どもの姿を具体的に示すものとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という10項目（「10の姿」）が掲げられました。また学習指導要領の改訂ともなって、「特別の教科 道徳」（「道徳科」）が、小学校では2018年4月から実施され、中学校では2019年4月から実施されることになっています。保育現場における「10の姿」の登場と、義務教育現場における「道徳科」の登場には、深いつながりがあるのではないのでしょうか？ 子どもの人権・子育て連携合同部会では、参加者の方々と一緒に、子どもの人権の視点から議論をおこないたいと思っています。

第1講 3月10日（日）13時00分～14時45分 （於：HRC ビル4階研修室A）

【テーマ】「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を人権保育の視点で読む

このたびの指針・要領の改訂では、5歳児修了時点の子どもの姿を具体的に示すものとして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目が掲げられました。これらは、到達すべき目標ではないとされながらも、小学校教員と子ども姿を共有する際の手がかりとすることになっています。しかし長年、幼児教育に携わってきた保育者からは、「5歳児のとっても素敵な姿があったので『10の姿』のどれにあてはまるのだろうか？ と考えてみたけれど、どれにもあてはまらなかった」という声が届いています。個人で「できるようになる」ための「資質・能力」と不可分なものである「10の姿」には、様々なつながりの中で共に育つ、共に学ぶという人権を大切にしている保育の視点が欠落しているからに違いありません。将来のために今を生きるのではなく、今を充実して生きる子どもの最善の利益が尊重される保育について、就学前、就学後の垣根を超えた議論を行いたいと思います。

話題提供者：井上 寿美（大阪大谷大学）

第2講 3月10日（日）15時00分～16時45分 （於：HRC ビル4階研修室A）

【テーマ】教室のなかで子どもの意見を大切にするために

—「考える・議論する道徳」と子どもの権利条約—

2018年度から小学校で、「特別の教科道徳」がはじまりました。2019年度からは中学校でもスタートします。特にこの「特別の教科道徳」では、子どもたちが「答えが一つではない」道徳的な諸課題について、「考える・議論する」ことが重視されています。ただ、たとえば実際に授業のなかで、教室のなかで子どもたちが「特別の教科道徳」の教科書や読み物資料の内容に疑問を抱いたり、教員の投げかけた質問に対して別の切り口から意見を述べたりする余地は、どの程度あるのでしょうか。今回は「特別の教科道徳」のカリキュラムや授業運営のあり方について、「子どもの意見の尊重」という切り口から考えてみたいと思います。

話題提供者：住友 剛（京都精華大学）

- ・参加費は無料です。どなたでも参加可能です。いずれか一方のみを選んで参加することもできます。
- ・資料準備の関係上、できれば事前に裏面申込書に記入の上、子ども情報研究センターまでご連絡ください。
- ・主催・問合せ 公益社団法人 子ども情報研究センターFAX06-4394-8501 メールアドレス info@kojoken.jp